

秘

秘密指定解除

公文書監理室

野

第

文書課長

高 裁 案

分類

2

大 臣
政 務 次 官
事 務 次 官
外 務 審 議 官
官 房 長

主 査

起 案 昭和46年11月13日

決 裁 昭和46年11月16日

主 任

起 案 番号 内 電話番号 2421

藤田調査官

総務室分室

決 裁

主 査

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件 名

在日韓国人遺骨引渡しに要する
諸書類の支拂について（~~報償費~~）

1 支拂目的

現在厚生省が新天幸に保管している

在日韓国人軍人軍属の遺骨246柱を

釜山に於て遺族代表に引渡す際

GA1 注意 決裁後直ちに写一通を
文書課へ回付すること

外務省

出 発 番号

慰霊祭費用として

2. 支出金額

3. 支出科目

(組織及項) 在外公館 (目) 報償費

4. 受取人

下江局長 須部量三

5. 支出の説明

厚生省より、同省保管の旧軍人等韓国
人遺骨の遺族に、報償金306名から
遺骨の引渡しを申請に基き、申請書類
を審査した結果 246柱について
引渡し可能と確認した趣にて、同遺
骨の遺族への引渡し方を当省に依
頼越した。

よって、小沢方は、同遺骨の引渡しの
日時、場所等については韓国側と協
議して来たところ、わが方の手により
釜山港で輸送し、同地に於て、遺族
代表（中務部及び社会保健部代表立会
の下に）に引渡すことになった。

ついでに、同遺骨が、日本人として日本に
戦没した軍人軍属等の遺骨であること
にかんがみ

(詳細下記のとおり)

なお、上段

4

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

GA 4